

# オフロード法(特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律)の規制適用開始時期について

## 排出ガス基準ごとの規制開始時期

種別(出力帯別)		H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	備考
		2006年度	2007年度	2008年度	2009年度	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	
19kW以上37kW未満 (D1)	2006基準			H19.10規制開始					経過措置23ヶ月					継続生産車経過措置期間23ヶ月
	2011年基準								H25.10規制開始			経過措置11ヶ月		継続生産車経過措置期間11ヶ月
	2014年基準											H28.10規制開始		
37kW以上56kW未満 (D2)	2006基準			H20.10規制開始					経過措置13ヶ月					継続生産車経過措置期間13ヶ月
	2011年基準								H25.10規制開始			経過措置11ヶ月		継続生産車経過措置期間11ヶ月
	2014年基準											H28.10規制開始		
56kW以上75kW未満 (D3)	2006基準			H20.10規制開始				経過措置18ヶ月						継続生産車経過措置期間18ヶ月
	2011年基準							H24.10規制開始			経過措置23ヶ月			継続生産車経過措置期間23ヶ月
	2014年基準										H27.10規制開始			
75kW以上130kW未満 (D4)	2006基準			H19.10規制開始				経過措置13ヶ月						継続生産車経過措置期間13ヶ月
	2011年基準							H24.10規制開始			経過措置23ヶ月			継続生産車経過措置期間23ヶ月
	2014年基準										H27.10規制開始			
130kW以上560kW未満 (D5)	2006基準		H18.10規制開始					経過措置18ヶ月						継続生産車経過措置期間18ヶ月
	2011年基準							H23.10規制開始			経過措置23ヶ月			継続生産車経過措置期間23ヶ月
	2014年基準										H26.10規制開始			

### 【中環審第9次答申】(平成20年1月29日)

#### (1) ディーゼル特殊自動車規制強化

- PM強化
- NOx強化

#### (2) ディーゼル特殊自動車NRTCモード導入

(※第9次答申のNOx強化以外は2011年基準の規制強化にて措置)

### 2014年基準の省令・告示改正による規制強化

### 【中環審第11次答申】(平成24年8月10日)

- ブローバイ・ガス還元装置導入
- RMC試験モード導入
- オパシメータ測定導入

## 2014年規制で改正となる点と「中央環境審議会答申」との関係について

### 1. ディーゼル特殊自動車の排出ガス規制値強化(中環審第9次答申及び第11次答申に基づくもの)

自動車の種別 (軽油を燃料とする特殊自動車)		窒素酸化物	非メタン 炭化水素	一酸化炭素	粒子状物質	オパシメータ による黒煙測定
定格出力	19kW 以上 37kW未満のもの	規制強化なし				25%→0.5m <sup>-1</sup>  ※現行規制は、黒煙測定器による測定
	37kW 以上 56kW未満のもの					
	56kW 以上 75kW未満のもの					
	75kW 以上 130kW未満のもの					
	130kW 以上 560kW未満のもの					

### 2. ディーゼル特殊自動車のブローバイ・ガス大気開放の禁止規定(第11次答申に基づくもの)

中環審第11次答申に基づき、ディーゼル特殊自動車のブローバイガス大気開放を原則禁止する。

#### 【中環審第11次答申 抜粋】

3. ディーゼル特殊自動車の排出ガス低減対策

3. 2 国際基準調和に向けた追加的排出ガス低減対策

UN-ECE/WP29 において平成21年(2009年)に策定された特殊自動車用世界統一試験規則NRMM(Non Road Mobile Machinery)においては、ブローバイガス対策及び定常試験に係る追加的対策が規定されている。ブローバイガスは使用過程において増大する可能性がある一方、急傾斜の作業現場において使用されるディーゼル特殊自動車では、ブローバイガスの大気開放の禁止により、転倒時等に吸気側にエンジンオイルが混入しエンジンが暴走する危険性がある。このため、原則としてブローバイガス排出を禁止し、ブローバイガスを大気開放する必要がある車両については、排出ガス試験時に、排気管排出ガスに加え大気開放するブローバイガスも測定して、両方合わせたものに許容限度目標値を適用する。

### 3. ディーゼル特殊自動車の世界統一試験方法の導入(第11次答申に基づくもの)

中環審第11次答申に基づき、ディーゼル特殊自動車の世界統一試験方法を導入する。

#### 【中環審第11次答申 抜粋】

3. ディーゼル特殊自動車の排出ガス低減対策

3. 2 国際基準調和に向けた追加的排出ガス低減対策

NRMM では、定常試験として定常サイクルのC1モード又はRMC(Ramped Modal Cycle)のいずれかの試験を行い評価することとしている。C1モード及びRMCによる排出ガス量は同等と見なすことができるため、定常試験としてRMCを導入し、排出ガスの認証試験時にC1モード又はRMCのいずれかの選択を可能とする。

## 排出ガス基準値の2011年規制と2014年規制の比較

### ディーゼル特殊自動車の排出ガス基準値比較表

定格出力	CO		NMHC		NO <sub>x</sub>		PM		ディーゼル黒煙	
	2011規制	2014規制	2011規制	2014規制	2011規制	2014規制	2011規制	2014規制	2011規制	2014規制
19kW 以上 37kW 未満の もの	5.0 (6.5)	←	0.7 (0.9)	←	4.0 (5.3)	←	0.03 (0.04)	←	25%	0.5m <sup>-1</sup>
37kW 以上 56kW 未満の もの	5.0 (6.5)	←	0.7 (0.9)	←	4.0 (5.3)	←	0.025 (0.033)	←	25%	0.5m <sup>-1</sup>
56kW 以上 75kW 未満の もの	5.0 (6.5)	←	0.19 (0.25)	←	3.3 (4.4)	0.4 (0.53)	0.02 (0.03)	←	25%	0.5m <sup>-1</sup>
75kW 以上 130kW 未満 のもの	5.0 (6.5)	←	0.19 (0.25)	←	3.3 (4.4)	0.4 (0.53)	0.02 (0.03)	←	25%	0.5m <sup>-1</sup>
130 kW 以上 560 kW 未満 のもの	3.5 (4.6)	←	0.19 (0.25)	←	2.0 (2.7)	0.4 (0.53)	0.02 (0.03)	←	25%	0.5m <sup>-1</sup>

- 注
1. 2011年規制及び2014年規制欄中の値は平均値を表し、括弧内の値は上限値を表す。
  2. CO、NMHC、NO<sub>x</sub>、PM の単位は g/kWh である。
  3. 規制値 (CO、NMHC、NO<sub>x</sub>、PM) は、8モード法又は RMC、及び NRTC モード法によるもの。
  4. 規制値 (ディーゼル黒煙) は、無負荷急加速黒煙の測定法で2011年規制は黒煙測定器、2014年規制はオパシメーターによるもの。

## 少数生産車の基準(型式届出特定特殊自動車と同等の排出ガス性能を有するもの)の2011年規制と2014年規制の比較

対象となる自動車の種類: 軽油を燃料とする特定特殊自動車

定格出力	同等とみなす基準	
	2011年規制	2014年規制
19kW以上37kW未満	Tier 4	←
37kW以上56kW未満	Stage III B、Tier 4	←
56kW以上560kW未満	Stage III B、Interim Tier 4	Stage IV、Tier 4

ただし、Tier4及びInterim Tier4において、ABTプログラムを採用し、EC(エミッション・クレジット)が負値となるFELを選択した場合及びInterim Tier4に適用されるPhase-outのオプションを用いた場合を除く。

備考

- 1 Interim Tier4及びTier4は、Code of Federal Regulations Title40 Chapter1 Part1039に規定する基準をいう。
- 2 Stage III B、Stage IVは、97/68/EC及びその改訂指令に規定する基準をいう。

## FAQ よくある質問

### Q1 これまで使っていた特殊自動車は使えなくなってしまうのか。

A1 2014年規制の改正にかかわらず、既存の使用過程車は、引き続きご使用になれます。  
排出ガス性能維持のため、定期的な点検整備やメーカー指定の燃料の使用をお願いします。

### Q2 2011年基準による特定原動機型式指定申請や特定特殊自動車型式届出等は、いつまでできるのか。

A2 定格出力帯毎の2014年基準適用日前に型式指定や型式届出が完了することを条件に、2011年基準による承認申請等が可能です。  
十分な余裕期間を見込んで申請等をしてください。

### Q3 2011年基準による少数生産車の申請は、どうなるのか。

A3 定格出力帯毎の2014年基準適用日前に承認を得るのであれば、2011年基準による申請を行うことが可能です。  
十分な余裕期間(標準審査期間は60日です。申請が集中しますと60日以上かかることもあります。)を見込んで申請をしてください。  
また、2006年基準の型式届出特定特殊自動車であったものからの少数生産車の申請も、2014年基準の規制適用日前までに承認を得る必要があります。2014年基準適用日後に承認することはできませんので注意してください。

### Q4 2011年基準に適合した型式届出特定特殊自動車は、いつまで作ることができるのか。

A4 2014年基準改正で定格出力帯毎に設けられた経過措置期間内であれば、従前の様式による基準適合表示を付して製作等をすることができます。

### Q5 2006年基準及び2011年基準により承認された少数生産車は、いつまで作ることができるのか。

A5 2014年規制に係る改正にかかわらず、承認後の製作台数が100台に達するまで、従前の様式による少数特例表示を付して製作等をすることができます。

### Q6 輸入車について何か特例措置はあるのか。

A6 経過措置期限まで、2011年基準による特定原動機型式指定申請や特定特殊自動車型式届出が可能です。ただし、当該自動車に2011年基準による基準適合表示を付することができるのは、国産車と同じく経過措置期間内に製作等されたものに限りです。  
なお、少数生産車の申請においては、輸入車の経過措置期間はなく、2011年基準での申請の場合は、2014年基準適用日前までに承認を得る必要があります。

### Q7 基準適合表示や少数特例表示は、どこで手に入るのか。

A7 当該表示は、環境省・経済産業省・国土交通省で配布するものではありません。自動車製作等事業者が所定の様式に従って作成した表示を完成検査の後に車体に付することになります。

### Q8 ガソリン・LPGを燃料とするものはどうなるのか。

A8 2014年規制の改正は軽油を燃料とするものが対象であり、ガソリン・LPGを燃料とするものについては基準の変更はありません。  
引き続き、従前どおりの基準により型式届出や少数申請等が可能です。また、型式届出特定特殊自動車等に従前どおりの表示を付することが可能です。

## FAQ よくある質問

Q9 届出書及び申請書の様式はダウンロードできるのか。  
 A9 以下の①～⑥の手順でダウンロードすることができます。

① 環境省「特定特殊自動車排出ガス規制法について」  
 ( [http://www.env.go.jp/air/car/tokutei\\_law.html](http://www.env.go.jp/air/car/tokutei_law.html) ) の  
 Webページを開く。

[3]申請・届出等に関する実施要領について

- ・ [ご注意とお願ひ](#) [PDF 58KB]
- ・ 特定原動機型式指定実施要領 (作成中)
- ・ [特定特殊自動車型式届出実施要領](#) [PDF 418KB]
- ・ [特定特殊自動車少数承認実施要領](#) [PDF 429KB]
- ・ 特定特殊自動車使用確認実施要領 (作成中)
- ・ [旧実施要領一覧](#)

※各種様式等の詳細は「[リンク](#) [申請・届出等手続一覧\(電子申請窓口\)](#)」をご覧ください。

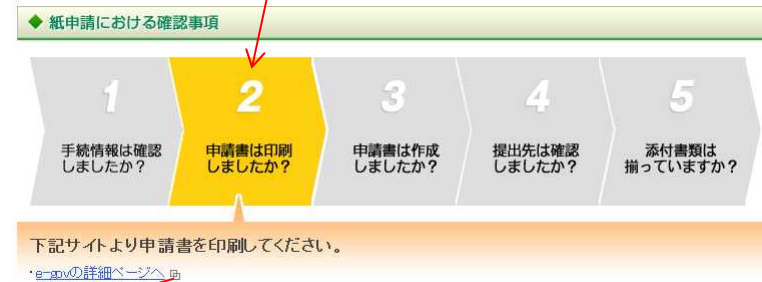
② 申請・届出等手続一覧(電子申請窓口)  
 をクリックする。

③ 該当する届出、申請等の項目  
 をクリックする。

[オフロード法](#) | [悪臭防止](#) | [公害防止](#) | [自動車NOx・PM法](#) | [ダイオキシン](#) | [臭気判定士](#) | [大気汚染](#)  
[振動規制](#) | [騒音規制](#) | [スパイクタイヤ規制](#)

- [【環境省\(共管\)】特定特殊自動車の型式届出](#)
- [【環境省\(共管\)】少数生産特定特殊自動車の特例承認申請](#)
- [【環境省\(共管\)】少数生産特定特殊自動車の報告](#)
- [【環境省\(共管\)】型式届出特定特殊自動車の記載事項の変更の届出](#)
- [【環境省\(共管\)】少数生産特定特殊自動車の記載事項の変更の届出](#)
- [【環境省\(共管\)】少数生産特定特殊自動車の記載事項の変更の承認申請](#)
- [【環境省\(共管\)】特定原動機の型式指定申請](#)
- [【環境省\(共管\)】少数生産特定特殊自動車の製作等の廃止届出](#)
- [【環境省\(共管\)】型式指定特定原動機の記載事項の変更の届出](#)
- [【環境省\(共管\)】特定特殊自動車の技術基準適合の確認申請](#)
- [【環境省\(共管\)】型式指定特定原動機の変更の承認申請](#)
- [【環境省\(共管\)】型式指定特定原動機の製作等を行わなくなった旨の届出](#)
- [【環境省\(共管\)】少数生産特定特殊自動車の特例の失効届出](#)
- [【環境省\(共管\)】特定特殊自動車の技術基準適合の確認証再交付申請](#)

④ 「◆紙申請における確認事項」の「2 申請書は印刷しましたか？」  
 をクリックする。



⑤ e-govの詳細ページへ  
 をクリックする。

### 書面による手続に関する情報

提出方法	持参又は郵送
申請書様式	様式第六 (特定特殊自動車型式届出書) <a href="#">PDF</a> <a href="#">二太郎</a> <a href="#">WORD</a>
記載要領・記述例	-
添付書類・部数	1. 特定特殊自動車の構造、装置及び性能を記載した書面 2. 特定特殊自動車の外観図 3. 特定特殊自動車技術基準に適合していることを証する書面 4. 特定原動機を無負荷の状態にすることができない構造の特定特殊自動車である場合にあっては、特定原動機が指定を受けた型式としての構造及び性能を有していることの確認を行った書面 5. 点検整備方式を記載した書面 6. 基準適合表示の表示位置及び表示方式を記載した書面 7. 特定特殊自動車を製作することを業とする者から特定特殊自動車を購入する契約を締結している者において、当該契約書の写し 8. その他必要な書面

⑥ PDF、二太郎、WORDから  
 様式をダウンロードする。

※ ダウンロードした届出書、申請書の様式は、宛名が「主務大臣」になっていますが、主務大臣を削除して、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣に、修正してください。